

個人情報管理規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人長野県スポーツ協会定款第55条第2項の規定により、公益財団法人長野県スポーツ協会（以下「法人」という。）における個人情報の適正な管理について、法令に定めのあるもののほか、必要な事項を定める。

(適用範囲)

第2条 この規程は、全ての役職員等（法人の理事、監事、評議員及び職員をいう。以下同じ。）に適用する。

2 専門委員及び法人の事業について委嘱又は委託を受けた者が法人の業務に従事する場合は、この規程を遵守しなければならない。

第2章 個人情報の取得

(個人情報の取得の原則)

第3条 個人情報の取得は、法人が行う事業の範囲内に限り、かつ、あらかじめ利用目的を明確に定め、その目的の達成に必要な限度において行わなければならない。

(取得に際しての利用目的の公表)

第4条 個人情報を取得する場合には、その利用の目的（以下「利用目的」という。）をできる限り特定し、あらかじめその利用目的を公表するよう努めるものとする。

第3章 個人情報の利用及び第三者提供

(個人情報の利用の原則)

第5条 個人情報は、原則として、利用目的の範囲内で、具体的な権限を与えられた者のみが、業務の遂行上必要な限りにおいて利用できるものとする。

(個人データの共同利用)

第6条 個人データを特定の者との間で共同で利用しようとする場合には、次の各号に定める事項をあらかじめ本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置くとともに、共同利用する特定の者に対しても同様の措置を講じさせなければならない。

- (1) 個人データを特定の者との間で共同して利用する旨
- (2) 共同して利用される個人データの項目
- (3) 共同して利用する者の範囲
- (4) 利用する者の利用目的
- (5) 個人データの管理について責任を有する者の氏名又は名称

(第三者提供の制限)

第7条 法令で定める場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提

供してはならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、法人の業務を遂行するために当該業務の一部又は全部を第三者に委託する必要がある場合には、次に掲げる条件を満たす業務委託先に限り、本人が事前に承諾した利用目的の範囲内において個人データを当該業務委託先に対して提供できるものとする。
 - (1) 社会通念上相当と認められる事業活動を営む者であること。
 - (2) 個人情報の保護に関し、この規程と同等以上の規程等を有し、かつその適正な運用及び実施がなされている者であること。
 - (3) 法人との間に、適正な内容の個人情報の保護に関する契約を締結し、これを遵守することが見込まれる者であること。
- 3 前項の規定により、個人データを取り扱う業務を委託する場合は、事前に個人情報管理責任者（以下「管理責任者」という。）による承諾を得なければならない。
- 4 第2項の規定により、個人データを取り扱う業務を委託した場合は、法人が当該業務委託先に課した個人データの適切な管理義務が確実に遵守されるよう、適時確認及び指導をするものとする。
- 5 第2項の規定により、個人データを取り扱う業務を委託する場合は、事前に秘密保持契約又はこれに準ずる契約を締結しなければならない。

第4章 個人情報の管理

（安全管理措置）

第8条 管理責任者は、個人データを安全に管理するため、必要かつ適正な措置を定め、当該個人データを取り扱う役職員等に遵守させなければならない。

（個人データの消去・廃棄）

第9条 利用する必要がなくなった個人データについては、直ちに消去し、又は廃棄しなければならない。

第5章 個人情報の公表、開示等

（個人情報の開示請求）

第10条 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）第33条第1項の規定による開示の請求は、別に定める自己情報開示請求書により行うものとする。

（個人情報の訂正等請求）

第11条 個人情報保護法第34条第1項の規定による訂正等の請求は、別に定める自己情報訂正請求書により行うものとする。

（個人情報の利用停止等）

第12条 個人情報保護法第35条第1項、第3項及び第5項の規定による利用停止等又は第三者への提供の停止の請求は、別に定める自己情報利用停止請求書により行うものとする。

(費用の負担)

第13条 第10条の規定により個人情報の写しの交付を受ける者は、実費の範囲内において、法人が別に定める費用を負担するものとする。

第6章 組織及び体制

(個人情報管理責任者等)

第14条 理事長は、事務局長を管理責任者として任命し、法人における個人情報の管理業務を行わせなければならない。

2 管理責任者は、この規程の実施及び運用に関する責任及び権限を有し、個人情報保護法及びこの規程に基づき、個人情報の安全管理措置に関する事項、役職員等の監督に関する事項、危機管理に関する事項等についての業務を行わなければならない。

3 管理責任者は、前項の業務の実施のために、補佐する者を任命することができる。

(教育)

第15条 管理責任者は、役職員等に、個人情報保護法及びこの規程に定める事項についての教育及び訓練を行わなければならない。

(個人情報監査責任者及び監査)

第16条 理事長は、個人情報の安全管理に関する監査の責任者として、個人情報監査責任者（以下「監査責任者」という。）を置き、法人における個人情報の取扱いが、個人情報保護法及びこの規程に基づき適切に行われていることにつき、監査を実施させるものとする。

2 監査責任者は、監査の実施に当たって、法人の役職員等に資料の提出を求めることができる。

3 監査責任者は、監査を実施したときは監査報告書を作成し、理事長に報告しなければならない。

4 理事長は、前項の報告により、個人情報保護法及びこの規程に違反する行為があったことが判明した場合は、管理責任者及び関係者に対し、改善の指示を行わなければならない。

5 前項の規定により改善の指示を受けた者は、速やかに適正な改善措置を講じ、その内容を監査責任者に報告しなければならない。

(監査人の守秘義務)

第17条 監査責任者及びそれを補佐する者は、監査の実施により知り得た秘密を正当な理由なく第三者に漏らし、又は不当な目的に使用してはならない。それらの職を退いた後も、同様とする。

(報告義務)

第18条 役職員等は、個人情報保護法及びこの規程に違反するおそれがあり、又は違反する事実があることを知ったときは、その旨を管理責任者に報告しなければならない。

2 管理責任者は、前項の報告の内容を調査し、違反の事実が判明した場合には、遅滞なく理事長に報告し、かつ、関係者に適切な処置を行うよう指示しなければならない。

(危機管理対応)

第19条 役職員等は、個人データの漏えい等の事故が発生し、又は発生したおそれがある事態が生じた場合には、速やかに管理責任者に報告しなければならない。

- 2 管理責任者は、前項の報告を受けた場合は、速やかに事実関係を調査し、漏えい等の対象となった本人に対する対応を行うとともに、被害拡大防止のための措置を講じなければならない。
- 3 管理責任者は、前項の対応等について、必要に応じ理事長に報告しなければならない。

(苦情及び相談)

第20条 管理責任者は、個人情報に関する本人からの苦情及び相談（以下「苦情等」という。）を受け付けるため、相談窓口を設置する。

- 2 前項の苦情等の受付は、役職員等に行わせることができる。
- 3 苦情等を受け付けた役職員等は、その内容について遅滞なく管理責任者に報告しなければならない。

(罰則)

第21条 理事長は、故意又は過失により個人情報保護法及びこの規程に違反した役職員等に対しては、長野県職員の例により処分を行う。

第7章 補則

(補則)

第22条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は理事長が別に定める。

(改廃)

第23条 この規程の改廃は、理事会の決議により行う。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、公益財団法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 この規程の施行に伴い、「財団法人長野県体育協会個人情報保護に関する監査規程」及び「財団法人長野県体育協会個人情報の取扱いに関する外部委託管理規程」は廃止する。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。